

兼務役員雇用実態証明書に必要な書類

法人の取締役・監査役・理事等は、原則として雇用保険被保険者となりません。
ただし、取締役・監査役・理事等であっても、同時に部長・支店長等の従業員としての身分を有している場合に、その者の就業実態・就業規則の適用状況等から総合的に判断して、労働者の性格が強く雇用関係があると認められる場合に限り、被保険者となることがあります。

この場合は、資格取得のときに雇用保険被保険者資格取得届と「兼務役員雇用実態証明書」及び下記の確認資料を併せて提出してください。

(既に被保険者資格取得中の場合は、取締役等に就任後、速やかに提出してください。)

※ 次の確認資料は、全てコピーで提出してください

- 登記簿謄本
(履歴事項全部証明書) ・ ・ ・ 役員就任時のもの
- 役員報酬規程 ・ ・ ・ ・ ・ 規定がない場合は、給与及び役員報酬の決定文書
- 定 款 ・ ・ ・ ・ ・ 業務執行権、指揮命令権等業務権限の確認
- 就業規則・給与規定 ・ ・ ・ 10人未満規模の事業所で作成していない場合は不要です。
- 賃金台帳
- 出勤簿(タイムカード)
- 労働者名簿 ・ ・ ・ ・ ・ 社員名簿、人事記録カード等(労働基準法第107条)
- 人事組織図 ・ ・ ・ ・ ・ 役員就任時のもの
- 議 事 録 ・ ・ ・ ・ ・ 役員就任時の株主総会・取締役会等のもの
- その他 ・ ・ ・ 【

☆ 確認のため、必要に応じてこの他の資料をお願いする場合があります。

※ 次の確認資料は、全て原本を提示又はご提出ください

- 適用事業所台帳(雇用保険適用事業所設置届事業主控)
- 「兼務役員雇用実態証明書」
- ◎ 入社と同時に役員に就任した場合⇒雇用保険被保険者資格取得届
- ◎ 取得済の従業員が役員に就任した場合⇒ ・ 資格取得等確認通知書(事業主通知用)
・ 資格喪失届(様式第4号)

お問い合わせは…



ハローワーク飯田橋(飯田橋公共職業安定所)
雇用保険得喪課
〒112-8577 東京都文京区後楽1-9-20 4階
電 話：03-3812-8609(代)(部門コード22#)
F A X：03-3812-6138